

通 知
平成 27 年 2 月 17 日

津山市建設工事等登録業者 各位
(市 内 業 者)

津山市契約監理室長

今後の格付け・入札等について

このことについて、下記のとおり取り扱うこととします。変更点等を充分ご留意のうえ、入札および入札参加資格申請を行ってください。

記

1. 格付け等について

平成 27 年度は格付け有効期間の中間の年であり、入札参加資格申請については、登録業種の追加を平成 27 年 4 月 1 日(水)から平成 27 年 4 月 20 日(月)の期間で行います。

その際、格付けに用いる経営事項審査の基準日は、「平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日まで」とします。詳しくは、津山市ホームページ(契約監理室のページ)でご確認ください。

また、中間年にあたり、市内業者については、提出が必要な書類があります。詳しくは別途通知「市内業者の中間年における提出書類等について(通知)」をご覧ください。

(<http://www.city.tsuyama.lg.jp/index2.php?id=3854>)

平成 26 年度に業種の追加を希望した業者及び平成 27 年度に新規申請から 3 年目となる業者については、格付けの申請が必要となります。

平成 26・27 年度の格付けから、土木一式工事及び建築一式工事については、年間平均完成工事高が 100 万円以上であることを要件としていますので、留意してください。

平成 27 年 4 月 1 日以降に総合評価落札方式により契約した案件について、契約後やむを得ない事情(退社・長期療養・死亡等)により技術者を変更するときに同等以上の技術者を配置しない場合は、次回の格付け時に主観点を 1 契約案件ごとに 5 点減点とします。なお、共同企業体で受注した場合は、構成員すべてを減点対象とします。

主観点における ISO 加算(9001・14001 各 5 点)については、経営事項審査において評価加算されているため、平成 30 年度格付け時から廃止します。

2. その他

解体工事業の取り扱いについて

建設業法改正にともない、平成 28 年 6 月までに「解体工事業」が業種区分に追加されることになりました。このことにより経過措置（施行後 3 年）終了後は、解体工事の受注には建設業の許可及び経審が必要となるので、法律施行後すみやかに所要の手続きをとってください。

なお、津山市においても格付け予定（法律施行後に時期等を決定）とします。

また、平成 27 年 4 月以降の一般競争入札対象の解体工事においては、引続き解体工事施工技士の配置を求めますので、入札の参加を希望する場合は、解体工事施工技士の登録証の写しを提出してください。

入札時における見積書の提出について

平成 27 年 4 月 1 日以降に執行するすべての工事入札案件において、市が指定する様式による入札金額内訳書の提出を義務づけます。入札金額内訳書の項目は工事ごとに様式を添付するので、設計図書など添付書類を十分確認してください。なお、入札金額内訳書を添付しない場合は、入札できません。

橋梁補修工事への参入希望の取り扱いについて

平成 28 年度格付時に申請を受付、橋梁補修工事入札参加希望者として登録します。

申請要件の詳細は後日決定し公表しますが、施工実績（下請も可）は必要要件とします。入札参加（指名）業者は、工事ごとに工種や内容、実績等を総合的に検討して、登録業者の中から決定します。

社会保険の取り扱いについて

平成 27 年度から、社会保険に未加入業者（加入資格が無い業者は除く）は、入札参加資格申請や入札への参加を認めません。ただし、加入資格が無い業者についても、別途健康保険への加入が確認できる書類の提出が必要です。

また、社会保険料等についても、納入証明の提出を求めます。なお、未納がある場合は「未納があることの申立書」を提出すれば申請の受付は行いますが、完納するまでは指名保留とし、この期間は入札（見積）に参加できません。